

# 松浦市子ども医療費・ひとり親家庭等 医療費助成制度にかかる現物給付方式 の取り扱いについて

(松浦市内の医療機関等において

令和5年10月1日診療から実施。

今後、対象地域を長崎県県北地域に拡大する予定)

〒859-4598

松浦市志佐町里免 365 番地

松浦市役所 子育て・こども課

電話 0956-72-1111(内線 146)

FAX 0956-72-5241

Mail [kodomo@city.matsuura.lg.jp](mailto:kodomo@city.matsuura.lg.jp)

令和5年12月

### 1. 実施時期

令和 5 年 10 月 1 日診療から

※長崎県内は松浦市内から開始し、順次、近隣地域への拡大を進める。

### 2 現物給付方式を拡大する範囲

子ども医療費の区分のうち、**小・中学生**(高校生世代は償還払い)

**ひとり親家庭等**(親および子)

### 3. 子ども医療費・ひとり親家庭等医療費助成制度の内容

#### (1) 現物給付の支給対象者および助成内容

区分	支給対象者	助成内容	助成方法
乳幼児	小学校就学前の者	保険医療機関ごとに 1 日上限 800 円、月上限 1,600 円を差し引いた額を助成	現物給付 (県内一律)
小・中学生	小・中学校就学中の者	上記『乳幼児』と同じ	償還払い→ 現物給付 (市内の医療機関等)
高校生 世代	16 歳になる年度の 4 月 1 日 から 18 歳になる年度の 3 月 31 日までの間にある者	上記『乳幼児』と同じ	償還払い
ひとり親 家庭等	① 20 歳未満の子を現に監 護する母子家庭の母およ び父子家庭の父	上記『乳幼児』と同じ	償還払い→ 現物給付 (市内の医療機関等)
	② 母子家庭の子、父子家庭 の子および父母のいない 子で、小学校就学児から 18 歳未満(高校在学中は 20 歳未満)の者	上記『乳幼児』と同じ	償還払い→ 現物給付 (市内の医療機関等)

#### (2) 子ども医療・ひとり親医療一部負担金の徴収

保険医療機関等では、上記(1)助成内容により一部負担金を徴収し、保険診療の一部負担金額と子ども医療・ひとり親医療一部負担金の差額を、保険医療機関等から審査支払機関に請求していただくことになります。

なお、同一月に再診があった場合は、月上限 1,600 円に達するまで徴収してください。

### (3)現物給付の条件

対象となる保険医療機関等の窓口で、受給者証と被保険者証を提示した場合

【注意】乳幼児とは対象となる保険医療機関等の範囲が異なります。

- ・乳幼児…県内保険医療機関等はすべて対象
  - ・小中学生、ひとり親家庭等…県内保険医療機関等のうちご協力いただける医療機関等のみ
- ※令和5年10月1日診療からの開始は、松浦市内の医療機関等および佐賀県の一部の医療機関。佐世保市、平戸市、佐々町では令和6年3月診療からの実施を予定しています。

### (4)現物給付とならない場合

次の場合は、償還払い方式による助成となります。

- ・治療用補装具を製作した場合や治療のための柔整、はり、灸、あんま、マッサージ受診分
- ・対象となる保険医療機関等に受給者証を提示しなかった場合
- ・対象外の保険医療機関等で受診した場合

### (5)そのほか例外となる取り扱い

- ・健康保険適用外の診療費や高額療養費および付加給付で支給される額
- ・交通事故等第三者行為による診療
- ・学校や保育所での負傷や疾病など、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる場合<sup>1</sup>※
- ・他の公費負担制度によって全額助成(一部負担金なし)される場合

### (6)他の公費制度との優先関係

子ども医療費・ひとり親医療費助成制度のほかに厚生労働省が定めた公費負担制度が適用される場合は、他の公費負担制度が優先的に適用されます(他法優先の原則)。

ただし、他の公費負担制度を適用してもなお、自己負担金が発生する場合は、当該自己負担金について、子ども医療費・ひとり親医療費の助成対象となります。

### (7)受給者証の有効期間について

有効期間満了前に、途中で資格が喪失となる場合があります。

---

<sup>1</sup> 診療の際に、保護者や施設職員等から学校等管理下での負傷または疾病であるとの申し出があった場合は、保険診療の一部負担金3割(就学前児童は2割)相当額を請求してください。後日、保護者に対し給付金として医療費の自己負担+上乗せ分が支給されます。

【資格喪失の主な理由】

- ・松浦市外へ転出
- ・生活保護など他の制度受給開始
- ・資格要件に該当しなくなった など

(8)公費負担者番号 … レセプトに入力必須の番号

乳幼児および小中学生の公費負担者番号は同じです。

支給対象者で法別番号 80(子ども)、81(ひとり親)を重複して取得している者はいませんが、子ども医療からひとり親家庭等医療へ、月途中で資格が変更となる場合があります。

支給対象者	法別番号		都道府県番号		実施機関番号			C/D
乳幼児	8	0	4	2	0	0	8	6
小・中学生	8	0	4	2	0	0	8	6
ひとり親家庭等	8	1	4	2	0	0	8	5